



R3. 5. 18
延岡中学校
No. 2
保護者の方へ
ほけんしつより

独立法人「日本スポーツ振興センター」災害共済給付制度について

《災害共済制度とは…》 災害共済給付制度とは、学校教育がスムーズに実施できるよう、互いの助け合い精神で運営している保険のようなもので、センターと延岡市の契約により、学校管理下で子どもたちが災害にあった時に、給付金の支払いを行う助け合いの制度です。



その運営に必要なお金は、国・延岡市・保護者で負担します。

《共済掛け金の額と支払方法》(一人あたり945円)

- ★ 延岡市の小中学校では、一人あたり485円を延岡市が負担しますので、**保護者負担は460円**となります。
- ◆ 本校では、副教材費の中で納入いただいています。

《災害共済給付を受けられる範囲は…》

- 学校の管理下(登校中→学校生活→下校中)の災害で、治療にかかった費用の総額が5000円以上の物に限ります。(医療機関にて3割負担の場合、窓口でのお支払いが1500円以上。接骨院での支払いの場合、総額5000円以上ということになります。)



* 医療保険診療以外で治療を受けた場合は、給付対象外です。(漢方治療、歯の矯正等)

- 時効～災害共済給付を受けることのできる権利は、その災害にあってから2年間です。

- 長期療養の給付打ち切り～同じ子どもの同じ災害についての医療費は、支給開始(初診日)後、10年を経過した時以後の給付は行われません。

《けがをした場合はだれに伝えたらいいの?》

- 部活動顧問や学級担任だれでも大丈夫です。その後、保健室から病院と保護者に記入していただく用紙を渡しますので、手続きをよろしくお願いいたします。

《給付はどのようにもらえるの?》

- 校納金を振り込む口座と一緒に口座を教えてください。3～4ヶ月後にそちらに振り込みます。なお、振り込む前に文書を生徒の方にお渡ししお知らせいたします。

令和3年度4月からの注意点!

延岡市の中学生全ての医療費が月350円になりました! そこで…。

- 学校管理下で子どもたちが災害にあった時には、**350円の医療費制度を使わず、3割負担で病院受診をお願いします。**
- **350円で支払った人は、スポーツ振興センターの手続きはできません。**
- その後、学校で請求手続きをとり、災害共済給付を受けます。



まちがいは7こあるよ！答えは保健室前廊下に♪



はや お
早起きして



あさ た
朝ごはんを食べよう！

